

(3) 誘導施設

誘導施設は、都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設で、目指す都市の将来像にあわせて自治体ごとに設定します。

本市では、現在の都市機能の立地状況に応じて、都市機能誘導区域内に不足しており積極的な誘導を行う「不足・誘導型」と、現状の利便性を確保し機能の維持・充実を図る「維持・充実型」に分類を行います。

■ 誘導施設（不足・誘導型）

機能	施設名	誘導方針	届出対象
子育て	保育所	まちづくり方針で「子育て世代に選ばれるまちづくり」を掲げており、将来像の実現のため、既存施設の維持・充実を図る。また、一部徒歩利用圏域でカバーできていないエリアがあるため、新たに立地誘導を図る。	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所
	認定こども園		認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園
	幼稚園		学校教育法第 1 条に規定する幼稚園

■ 誘導施設（維持・充実型）

機能	施設名	誘導方針	届出対象
介護福祉	高齢者福祉施設・介護施設	用途地域周辺は概ね徒歩利用圏がカバーされていることから既存施設の維持・充実を図る。	老人福祉法及び介護保険法に定める施設のうち、訪問、通所、短期入所の機能を有するもの及び小規模多機能施設
商業	スーパーマーケット・ドラッグストア	中心市街地の生活利便性を担保する施設であるため、維持・充実を図る。	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に定める店舗面積 1,000 m ² 以上の施設
医療	病院	概ね徒歩利用圏はカバーされていることから、既存施設の維持・充実を図る。	病院（医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する施設）
	診療所		診療所（医療法第 1 条の 5 第 2 項に定める施設）
金融	銀行・信用金庫等	中心拠点としての機能と利便性を確保するため既存施設の維持・充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行法第 2 条第 1 項に規定する銀行 ・信用金庫法第 4 条に規定する免許を受けた信用金庫 ・労働金庫法第 6 条に規定する免許を受けて事業を行う労働金庫 ・中小企業等協同組合法第 3 条に規定する信用協同組合 ・農業協同組合法に規定する農業協同組合（同法第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する事業を行う施設に限る）
	郵便局		・日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項に規定する郵便局